2　前項の規定により同項の特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項を提供しなければならないこととされる内国法人及び恒久的施設を有する外国法人が複数ある場合において、同項の各最終親会計年度終了の日の翌日から一年以内に、特定電子情報処理組織を使用する方法により、当該内国法人及び恒久的施設を有する外国法人のうちいずれか一の法人がこれらの法人を代表して同項の規定による事業概況報告事項を提供する法人の名称その他の財務省令で定める事項を当該一の法人に係る同項に規定する所轄税務署長に提供したときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による事業概況報告事項を代表して提供するものとされた法人以外の法人は、同項の規定による事業概況報告事項を提供することを要しない。

3　正当な理由がなくて第一項の規定による事業概況報告事項をその提供の期限までに税務署長に提供しなかつた場合には、法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。次項において同じ。）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

4　法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して同項の刑を科する。

5　人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

6　前三項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条の六第三項中「有し」の下に「（これらを有している場合と同様の状況にある場合として政令で定める場合を含む。）」を、「自ら行つている」の下に「（これらを自ら行つている場合と同様の状況にある場合として政令で定める場合を含む。）」を加える。

第六十六条の七第一項及び第六十六条の九の三第一項中「第二十一項」を「第二十項」に、「第六十九条第十四項」を「第六十九条第十三項」に改める。

第六十六条の十三第一項中「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「並びに第百四十四条の十三第一項及び第二項」に、「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を「又は第百四十四条の十三第九項若しくは第十項」に、「同法第八十条第四項に」を「これらの規定に」に改める。

第六十七条第一項中「各事業年度」の下に「（法人税法第六十四条の四第三項の規定の適用を受けた法人の同項に規定する救急医療等確保事業に係る業務を実施する事業年度として政令で定める事業年度を除く。）」を加え、「当該事業年度」を「当該各事業年度」に改め、同条第二項中「に規定する法人」を「の医療法人」に改める。

第六十七条の三の見出し並びに同条第一項、第五項、第七項及び第八項中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

第六十七条の四第十二項中「（第四十六条の規定及び同条の規定に係る第五十二条の三の規定を除く。）」を削り、同条第十五項中「の項」を削る。

第六十七条の五第一項中「提出するもの（」の下に「事務負担に配慮する必要があるものとして政令で定めるものに限る。）」を加え、「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

第六十七条の五の二第一項中「規定する中小企業者」の下に「で、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第二条第一項に規定する金融機関から受けた事業資金の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の弁済の負担を軽減するため、同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に条件の変更を受けたもの」を加え、「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

第六十七条の十四第一項中「法人税法第二十四条の規定により利益の配当とみなされる金額」を「当該特定目的会社の法人税法第二十四条第一項第三号から第五号までに掲げる事由によりその出資者に対して交付する金銭の額が当該特定目的会社の同法第二条第十六号に規定する資本金等の額のうちその交付の基因となつた当該特定目的会社の出資に対応する部分の金額として政令で定める金額を超える場合におけるその超える部分の金額」に改める。

第六十七条の十五第一項中「同法第二十四条の規定により同号に掲げる金額とみなされる金額その他の」を「当該投資法人の同法第二十四条第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事由によりその投資主（投資法人法第二条第十六項に規定する投資主をいう。）に対して交付する金銭の額が当該投資法人の法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額のうちその交付の基因となつた当該投資法人の投資口（投資法人法第二条第十四項に規定する投資口をいう。第一号において同じ。）に対応する部分の金額として政令で定める金額を超える場合におけるその超える部分の金額その他の」に改め、同項第一号ロ(1)中「（投資法人法第二条第十四項に規定する投資口をいう。以下この号において同じ。）」を削る。

第六十七条の十八第一項中「第十項」を「第四項及び第十三項」に改め、同条第十一項中「第三項」を「第五項及び第六項」に、「、第二項、第四項」を「から第四項まで、第七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項中「第六十六条の四第六項及び第十六項から第二十一項まで」を「第六十六条の四第八項、第九項及び第二十項から第二十五項まで」に改め、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「それぞれ」を削り、同項の表中

第六十六条の四第六項　第一項	所得の金額又は欠損金の金額

を

第六十七条の十八第一項	法人税の額から控除する金額

に改める。

第六十六条の四第八項	同時文書化対象（前項の規定の適用を受ける取引以外の関連取引を除く。）	第六項
	同時文書化対象に係る第一項	同時文書化対象として財務省令で定める取引
	所得の金額又は欠損金の金額	第二項第一号
第六十六条の四第八項	第二項第一号	第一項
第六十六条の四第八項	第二項第一号	第二項
第六十六条の四第九項	同時文書化免除対象（第七項の規定の適用を受ける取引以外の関連取引を除く。）	第一項
	財務省令で定める取引	前項各号
	同項第二号	同項第一号
	同項第一号	所得の金額又